

道路、水路等の適正管理についてのお願い

- ① 道路（側溝を含む）に生垣や庭木の枝葉がはみ出したりすると、通行障害（見通しが悪い、標識が見づらいなど）を引き起こし、思わぬ事故やトラブルを招くこととなりますので、適切な管理をお願いします。
 - ② 道路側溝はフタの有無にかかわらず道路の一部です。車道、歩道はもちろんのこと、側溝上に植木鉢や看板、車、自転車などの私物を置くことも道路法令違反となりますのでご注意ください。
 - ③ 河川、水路に無許可で橋やフタを設置することは不法占用となります。また、許可を得た通路橋でも、その上に植木鉢や看板、車、自転車などの私物を置くことは許可条件違反となりますのでご注意ください。
 - ④ 里道や堤敷、水路敷に植木鉢や看板、車、自転車などの私物を置くことや、花壇、家庭菜園などに使用することは不法占用となりますのでご注意ください。
- ★上記のことは近隣の方々に迷惑をかけたり、思わぬ事故の原因となって、地域の良好な関係を阻害することにもなりかねません。市民の皆様には上記のことや裏面の『マナーアップ城陽』をご理解いただき、市民一人ひとりが安全に利用できるよう、今後ともご協力をお願いいたします。

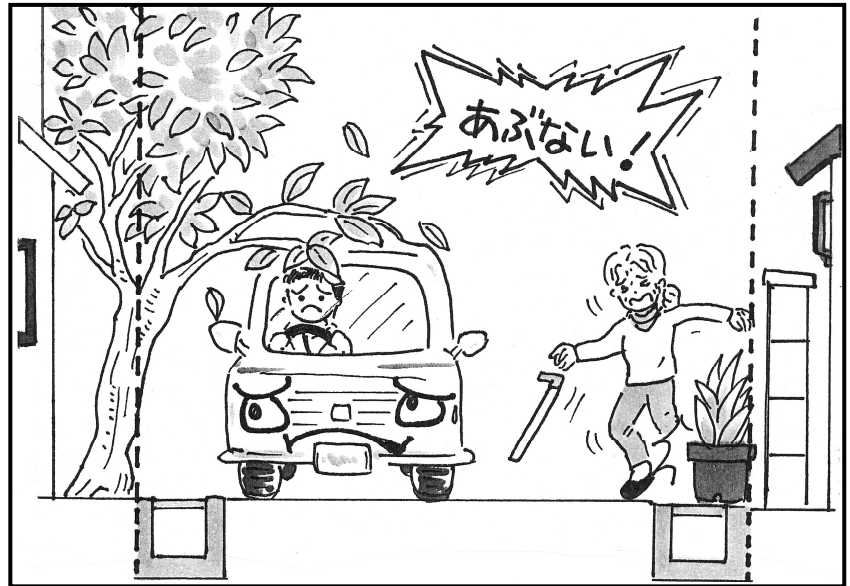
《ご注意》

万一、道路や河川、水路などにはみ出た私物や不法占用物を原因とする事故やトラブルなどが発生した場合、その所有者や占有者にも事故の責任(損害賠償責任)を問われる可能性がありますのでご注意ください。

道路へのはみ出しは危険です！

「少しぐらい・・・」
「私だけなら・・・」
「広い道だから・・・」

大切に育てた木や花が迷惑なものになっていませんか？



ご自分が出かけたときに「見通しが悪い!」「危険だ!」と感じることはありませんか？ 道路は車、バイク、自転車だけでなく高齢者、障がい者、病弱者、妊産婦又は乳幼児を同伴した方ははじめ多くの方が利用されます。誰もが安心して安全に通行できるようにルールとマナーを守りましょう!

◎生垣、庭木の枝葉が道路(側溝を含む)にはみ出さないように剪定、手入れをしましょう!

◎側溝や歩道は道路の一部です。植木鉢などの私物を置くのはやめましょう!

◎ご連絡ご意見は
城陽市役所 都市整備部 管理課 (0774-56-4017)まで

堤敷、水路敷の適正管理についてのお願い

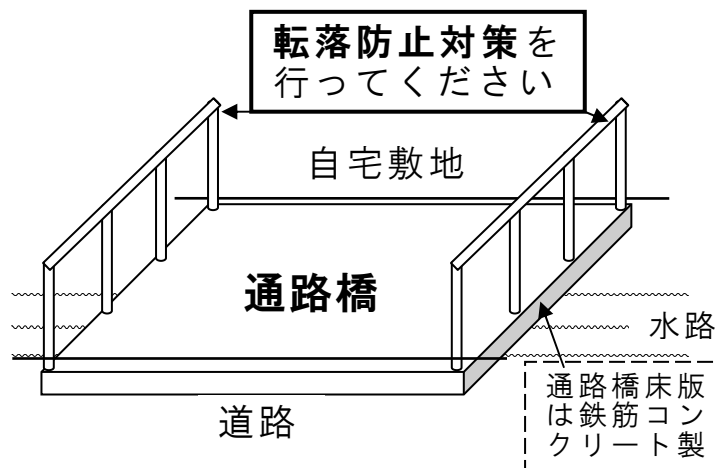
◎水路上の通路橋設置には許可が必要です！

城陽市では、水路の維持管理（清掃、構造物の確認など）のためフタの無い水路を基本としています。水路に通路橋を設置して使用される場合には、水路の占用許可手続きが必要です。通路橋の設置を計画されている場合は、事前に下記までご相談ください。

通路橋を正しく使いましょう！

×水路に無許可で鉄板などを架けて使用することは不法占用です！

※通路橋は占用物件となりますので、占有者において維持管理することとなります。



◎堤敷、水路敷への不法占用はやめましょう！

堤敷、水路敷は河川、水路などの維持管理や防災に必要な公共用地です。「植木鉢や車、バイク、自転車などの私物を置く」「小屋、物置などの工作物の設置」「花壇、家庭菜園に利用する」ことなどは不法占用となります。

お心当たりの方は、早急に不法占用物の除去または撤去をお願いします！

◎ご連絡ご意見は

城陽市役所 都市整備部 管理課 (0774-56-4017)まで